

後期高齢者医療制度被保険者のみなさまへ

8月1日
から

後期高齢者医療被保険者証が切り替わります

令和4年8月から被保険者証が切り替わります。新しい被保険者証は、7月下旬までに、市から郵送または窓口で交付します。被保険者証が届いたら、住所、氏名、一部負担金の割合を確認して、8月からは新しい被保険者証を提示して下さい。また、併せて【**限度額適用・標準負担額減額認定証**】及び【**限度額適用認定証**】も切り替わります。これまでに認定証の申請を行ったことがある方で、世帯全員が申告済みであり、令和4年8月以降も引き続き認定証の対象となる方は、申請がなくても被保険者証と一緒に郵送または窓口で交付します。

▶ 国民皆保険制度を未来につないでいくために、令和4年10月から窓口負担割合が見直されます。

令和4年10月1日から、**一定以上の所得がある方**は、現役並み所得者（窓口負担割合が3割の方）を除き、窓口負担割合が「**2割**」となります。

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険制度を未来につないでいくための見直しです。

令和4年9月30日まで

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等 ※	1割

令和4年10月1日から

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等 ※	1割

被保険者全体の約
20%

※ 住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、
厚生労働省コールセンター（☎0120-002-719）にお問い合わせください。



▶ 2割負担の対象となる方

窓口負担割合が2割となるのは、世帯内の後期高齢者被保険者のうち、課税所得が最大の方の課税所得が28万円以上で、かつ、後期高齢者が1人の場合は年金収入とその他の合計所得金額との合計が200万円以上（2人以上の場合は合計が320万円以上）の方です。

※ 課税所得とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額です。 ※ 年金収入には、遺族年金や障害年金は含みません。

※ その他の合計所得金額とは、年金以外の収入（事業収入や給与収入等）から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことで。

▶ 窓口負担割合が2割となる方には、負担を抑える配慮措置があります。

令和4年10月1日の施行後3年間（令和7年9月30日まで）は、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置が適用されます。（入院の医療費は対象外）

配慮措置の適用で払い戻しとなる方には、高額療養費として事前に登録されている口座へ後日払い戻します。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、沖縄県後期高齢者医療広域連合より申請書を郵送する予定です。申請書がお手元に届いたら、申請書の記載内容に沿って口座の登録を行ってください。

※ 不審な電話や訪問にご注意ください！！

広域連合や市役所の職員が**キャッシュカード、通帳等をお預かりしたり、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。**

不審な電話や訪問があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）、または消費生活センター（188）にお問合せください。



問合せ：国民健康保険課 後期高齢者医療係 ☎098-893-4411 内線4272